



## 若者定住促進奨学金返還支援事業補助金

若者の定住促進を図るため、本市に定住する意思を持ち、奨学金の返還を行う若者に対し、奨学金返還支援事業補助金を交付します。

**対象者** 次の要件を全て満たす方

- 大学等（※1）の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である方
- 本市に住所を有し、3年以上定住する意思のある方
- 登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の方
- 雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続雇用されている方、または自ら事業を営む方
- 本市に納付すべき税、返還すべき奨学金を滞納していない方
- 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない方

（※1）大学等とは、学校教育法に規定する大学（大学院、専門職大学および短期大学を含みます）、高等専門学校、専修学校（専門課程または高等課程に限ります）、高等学校および特別支援学校（高等部に限ります）をいいます。

**補助対象期間** 補助対象期間は、登録決定日以後、初めて奨学金を返還した月から起算して36カ月に達する月または奨学金の返還が終了した日が属する月のいずれか早い月までとなります。

**補助額** 補助対象期間中に返還した奨学金に対し、次の金額を補助します。

**市内に所在する事務所等に就業している方** 月額上限3万円（補助率10/10）

**上記以外の方** 月額上限1万5千円（補助率1/2）

**補助対象者の登録申請**

補助金の交付を受ける方は、事前に補助対象者の登録を受ける必要があります。登録申請書に以下の書類を添えて、まちづくり推進課に申請してください。なお、新卒者等、返還が始まっていない方は、初めて返還が始まる月から受け付けを開始します。

- 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- 奨学金の返還金額、返還開始月および返還期間が確認できる書類
- 大学等を卒業したことを証する書類（卒業証書の写し等）
- 勤務先および就業年月日を証する書類（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）、自ら事業を営む方は、その事実を証する書類（個人事業の開業等届出書等）

※毎年度、交付申請を行っていただく必要があります。

その他、詳細はお問い合わせください。

**申請・問い合わせ先** まちづくり推進課（☎64・3167）

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



拡充

## 軽・中度難聴児補聴器購入費助成対象者を拡充

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対する補聴器購入の助成について、保護者等の所得制限を撤廃します。助成を希望する方は、地域福祉課にご相談ください。

**対象者** 次の①から③の要件を全て満たす方

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間である方
- ② 両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である方
- ③ 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断している方

**補聴器の品目等**

項目	対象品目	基準額	耐用年数
補聴器	ポケット型・耳かけ型・耳穴型（レディメイド）・骨導式ポケット型	40,000円	5年
	骨導式眼鏡型・耳穴型（オーダーメイド）	100,000円	5年
耳あて等交換費	耳あて（イヤモールド）	6,000円	3カ月
	耳穴型シェル（オーダーメイド）	18,000円	3カ月

▶ 地域福祉課（☎64・3204）



## 三世帯同居定住促進住宅改修支援事業補助金

家族の支え合いで子育てしやすく、安心して暮らすことができる居住環境を整備することにより、市内への移住・定住を促進するため、三世帯同居に対応した住宅の改修工事を実施する方に補助金を交付します。

**対象者** 市内に定住する意思を持ち、次の要件を全て満たす方

- 住宅改修後速やかに対象住宅において三世帯同居（※1）し、10年以上三世帯同居を継続しようとする方
- 小学生以下の子（妊娠中の子を含みます）の三親等以内の直系親族で、当該子と同居している方または住宅改修後に同居予定の方
- 同居する方全員が本市に納付すべき税を滞納していない方
- 住宅所有者以外が住宅改修を行う場合は、10年以上の貸借期間を確保し、住宅改修に対する住宅所有者の同意を得た方

（※1）三世帯同居とは、同居する小学生以下の子から見た直系親族で構成される3つ以上の世代が同居することをいいます。

**対象となる住宅** 市内に所在し、次の要件を全て満たす住宅（※2）

- 住宅改修後において、一戸建てとなる住宅。ただし、住宅内部で居住部分間を移動できない住宅を除きます。
  - 住宅改修後10年以上、三世帯同居に対応した住宅として活用する住宅
  - 昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあつては、住宅改修後に一定の耐震性を満たす住宅
  - 住宅改修を行う部分について、他の補助金等の交付を受けていない住宅
  - 建築基準法その他の法令に基づき、適正に住宅改修を実施する住宅
- （※2）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅等、本事業の対象とならない住宅があります。

**対象となる工事** キッチン、浴室（脱衣室を含みます）、トイレ、玄関のいずれかを増設（※3）し、兵庫県の「住宅改修業者登録制度」に登録している事業者と契約する工事

（※3）既設設備の更新工事は補助対象となりません。

**補助額** 補助金の対象となる住宅改修に係る経費（補助対象経費）に対し、次の金額を補助します。

補助対象経費	補助額
100万円以上150万円未満	80万円
150万円以上200万円未満	120万円
200万円以上250万円未満	150万円
250万円以上300万円未満	180万円
300万円以上350万円未満	220万円
350万円以上400万円未満	250万円
400万円以上	270万円

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▶ まちづくり推進課（☎64・3167）



## 女性活躍支援補助金

女性が中心になり活動する団体に対し、事業費を補助します。

**対象** 次の全てを満たす女性グループ

- 市内に活動拠点があること
- 構成員5人以上
- 代表者が女性であること
- 構成員の半数以上が女性であること
- 他の補助金等の交付を受けていないこと

**補助額** 女性活躍のための事業費に1年間3万円を上限に補助（最長3年間）

※ 新規で設立する団体は、1年目のみ5万円

※ 事前の申し込みが必要です。補助件数には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

**申請・問い合わせ先** 人権推進課（☎64・3151）



## 創業支援補助金

市内で創業を計画している方に対して、その創業に係る経費の一部を補助します。

**補助額** 店舗建築・店舗改修・店舗設備等経費の2分の1（限度額150万円）

**募集期間** 4月10日（水）～5月31日（金）

**提出先** 商工振興課へ事前連絡の上、創業支援事業計画書等をご提出ください。提出時に面談を行います。

**選考** 募集期間終了後、審査を行ない、採用の可否を決定の上連絡します。 ▶ 商工振興課（☎64・3158）